



自主防災組織の活動について

十日町市総務部防災安全課

「自主防災組織の手引き（総務省消防庁）」を基に十日町市作成

総務省 消防庁 「自主防災組織の手引き」

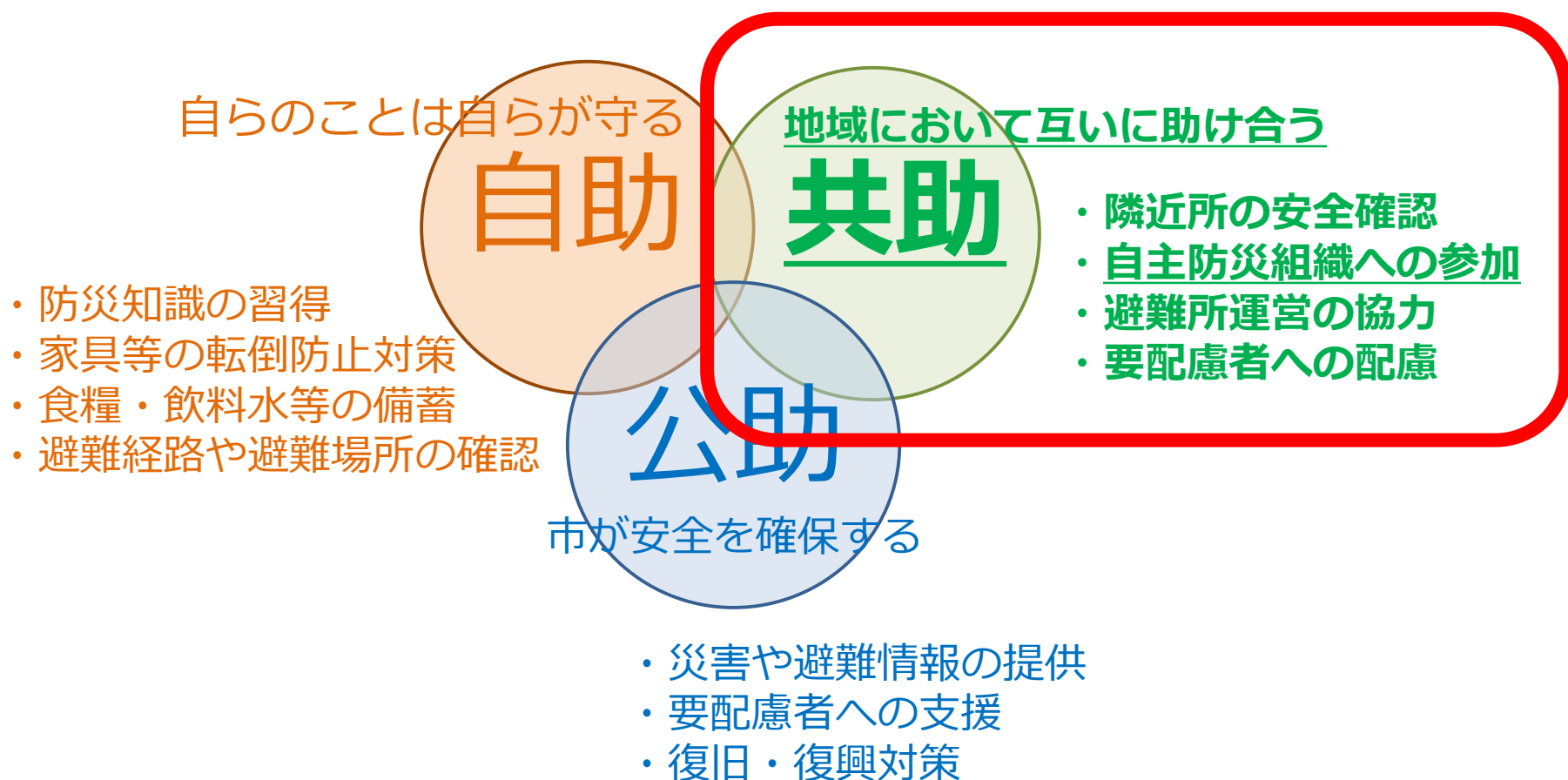
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/bousai_R5_3.pdf

目次

- (1) 防災基本条例が定める基本理念
- (2) 自主防災組織に期待される活動・役割
- (3) 連携による自主防災組織の活動
- (4) 自主防災組織の活動支援
- (5) 避難情報
- (6) 避難所
- (7) 市からの防災情報伝達

(1) 防災基本条例 (H27) が定める基本理念

「自助」、「共助」、「公助」の理念に基づき、それぞれの責務及び役割に応じ、連携を図りながら災害対策に取り組む。



(2) 自主防災組織に期待される活動・役割



自主防災組織とは

1. 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織

⇒「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」(災対法第5条第2項)

2. 公権力はない(住民の避難については自主的な活動)

十日町市の組織化率
97.2%(R6.4.1現在)

3. 自分たちの住む町内会等で活動するのが原則

①平常時

・防災知識の普及、災害危険個所の把握、防災訓練の実施、防災機材の点検など

②災害発生時

・災害情報の収集、住民への迅速な伝達、出火防止と初期消火、避難誘導、被災住民の救出・救護、給食・給水など

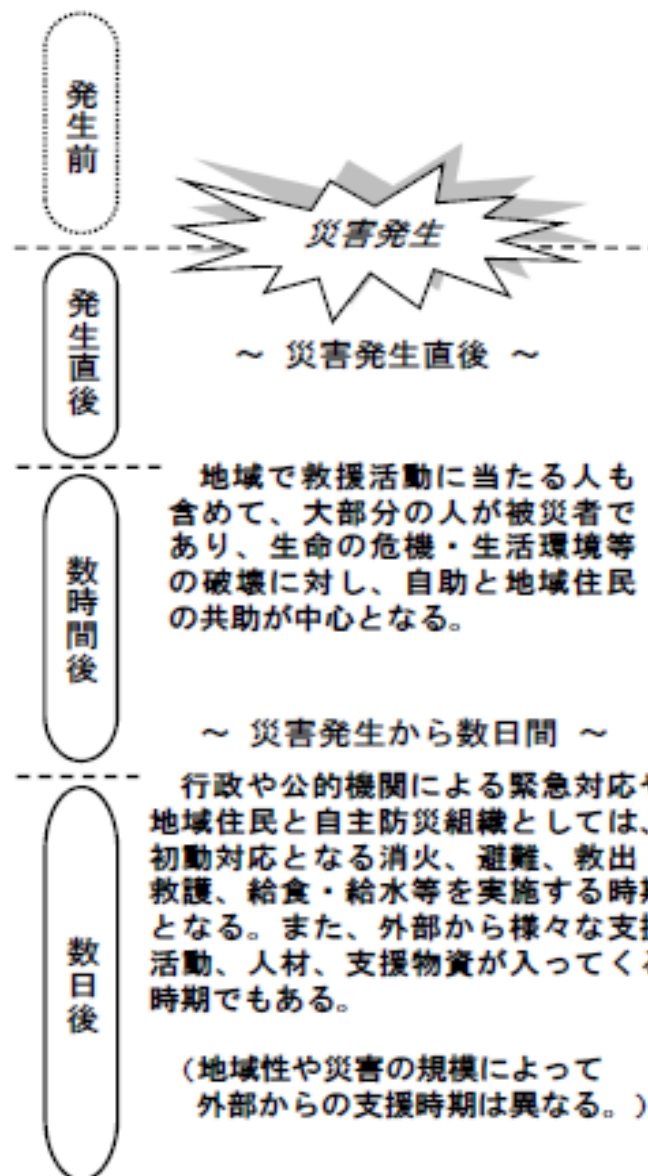
4. 法令根拠

○災害対策基本法:第5条第2項(市町村の責務)、第7条第2項(住民等の責務)、
第8条第2項第13号(施策における防災上の配慮等)

○消防組織法:第4条第2項第27号(消防庁の任務及び所掌事務)
第52条第2項(教育訓練の機会)

地震災害時に期待される活動・役割

災害時の状況



自主防災組織に期待される活動・役割

- 防災計画の策定
 - 防災知識の普及
 - 防災訓練の実施
 - 資機材等の整備
 - 災害危険箇所、避難行動要支援者の把握等
-
- 自身と家族の安全確保
 - 近隣での助け合い
(出火防止、初期消火、救助等)
-
- 安否や被害についての情報収集
 - 初期消火活動
 - 救出活動
 - 負傷者の手当・搬送
 - 住民の避難誘導活動
 - 避難行動要支援者の避難支援
-
- 避難所運営
 - 自治体および関係機関の情報伝達
 - 他団体等への協力要請
 - 物資配分、物資需要の把握
 - 炊き出し等の給食・給水活動
 - 防疫対策、し尿処理
 - 避難中の自警（防犯）活動
 - 避難行動要支援者への配慮
 - ボランティア活動のニーズの把握

風水害時に期待される活動・役割

災害発生前

災害時の状況

ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難情報に備えて行動する。
また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。

自主防災組織に期待される活動・役割

- ※ 早期の情報伝達・事前行動が必要
- ※ 土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市町村に通報する
 - 住民への避難の呼びかけ
 - 土嚢積み等、被害を抑える行動
 - 避難行動要支援者の避難支援

災害発生

災害発生直後

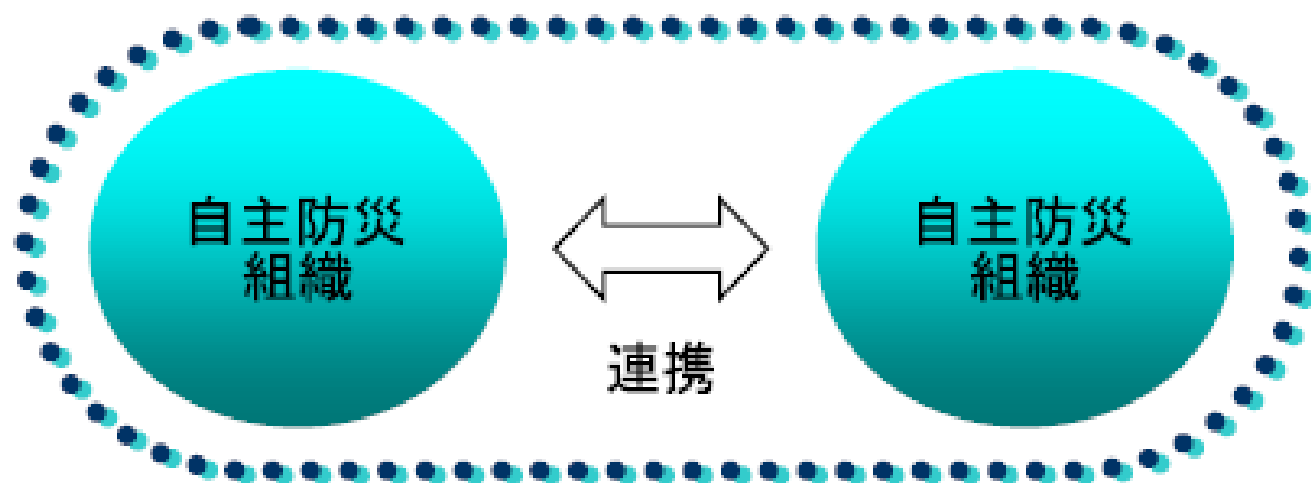
早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する時期である。
また、状況に応じて、水防活動、救出・救護を実施する。

- ※ 被害を抑えるための行動と避難所運営
 - 自身と家族の安全確保
 - 水防活動
 - 安否や被害についての情報収集
 - 救出活動
 - 負傷者の手当・搬送
 - 避難所運営

(3) 連携による自主防災組織の活動



自主防災組織間の連携

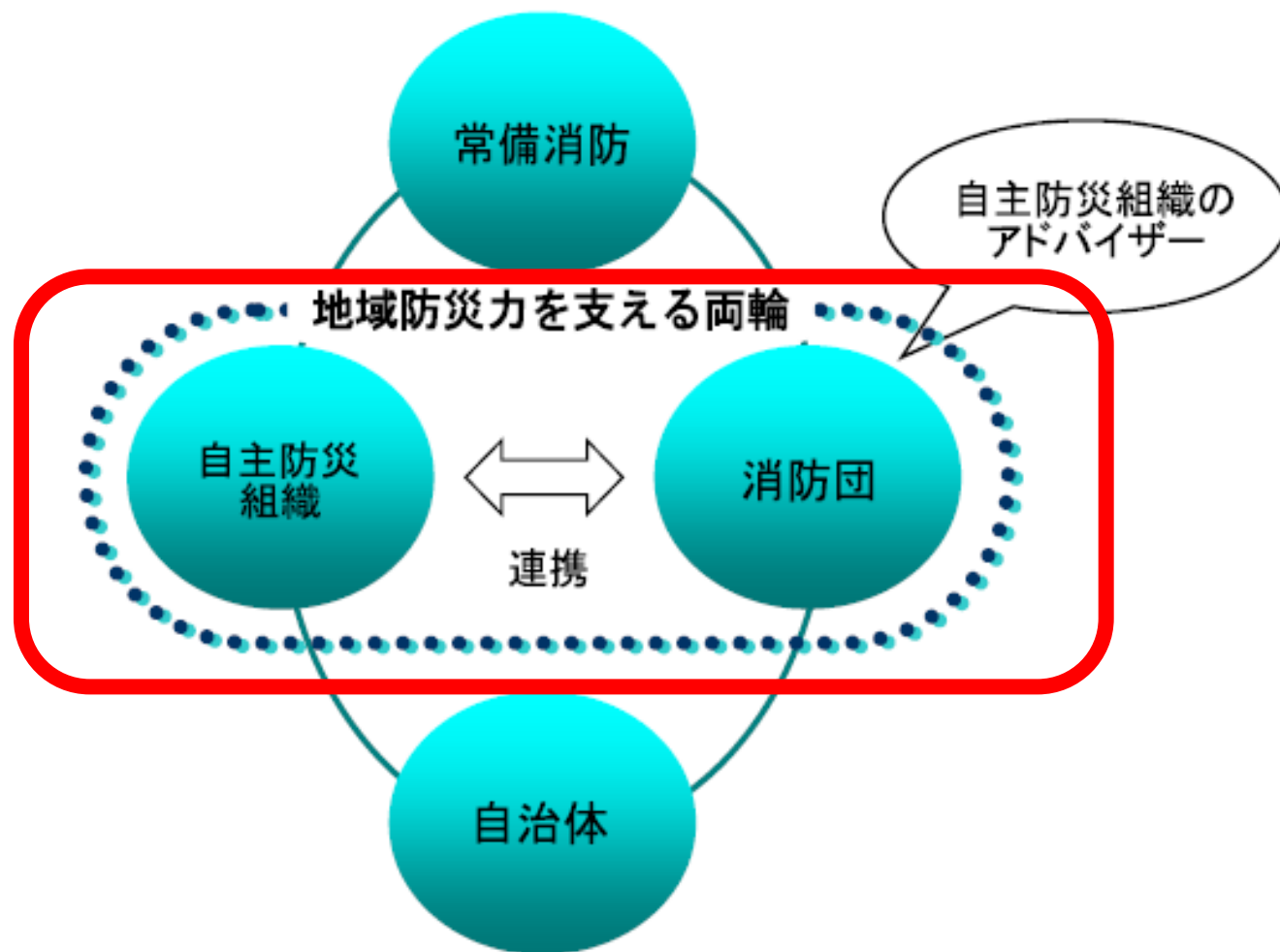


- 近隣の自主防災組織と相互の応援協力体制
- 自主防災組織間における情報・人的交流
- 防災まちづくりの共同実施等

災害時 → 相互に協力した活動の展開

平常時 → 交流・会合（活動における情報交換の場）
災害時の応援協力体制
合同訓練
避難所運営の役割分担・体制
資機材等の共同保有・活用 等

消防団・常備消防等との連携



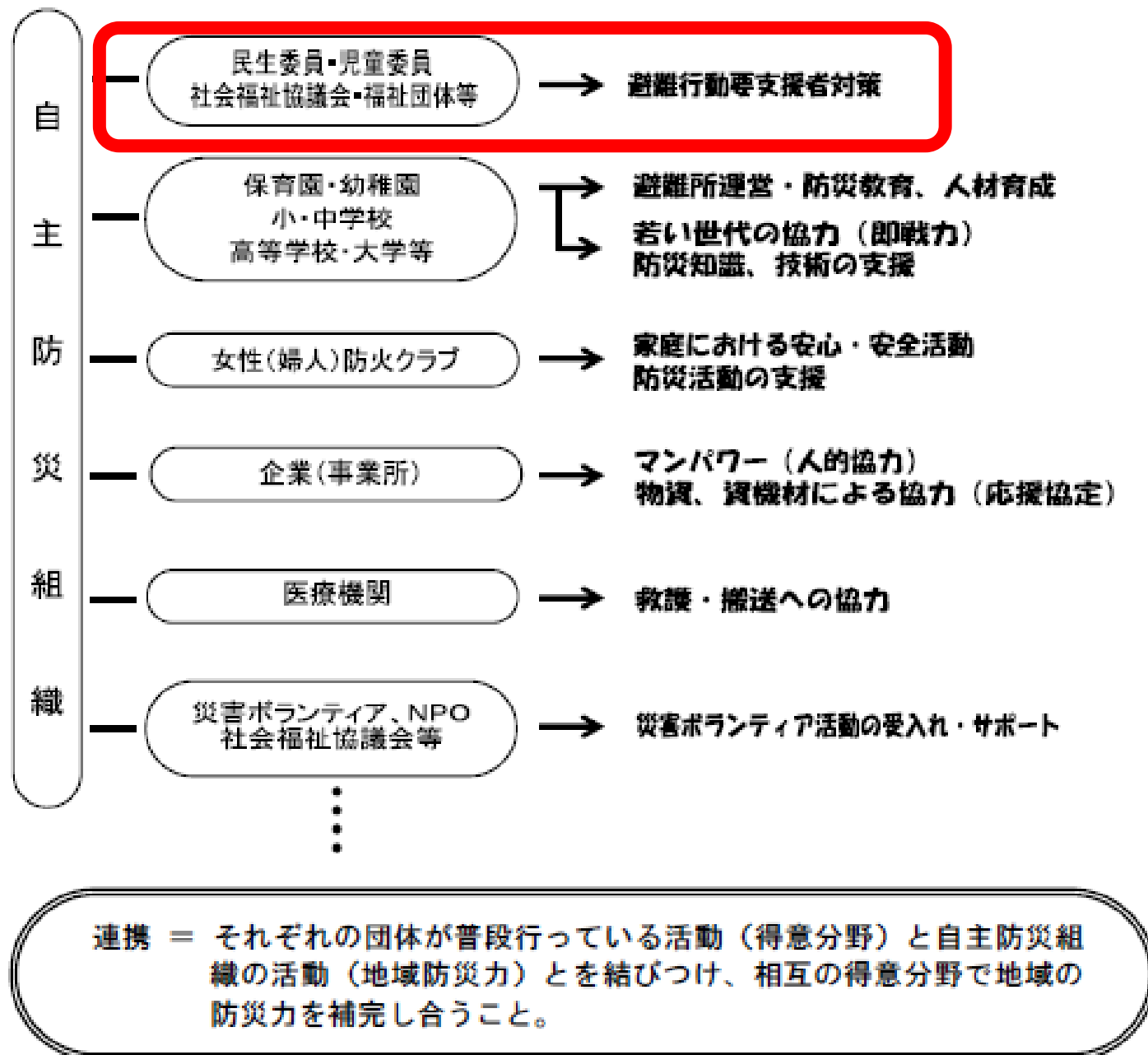
災害時 → 自主防災組織と消防団等が相互に連携した
消防・救助活動の展開
災害情報の収集

平常時 → 消防団等による様々なアドバイス
(防災に対する知識・技術の向上)

その他地域の様々な団体との連携

団体との連携

連携による活動・機能例



(4) 自主防災組織への活動支援



防火防災訓練 災害補償等 共済

自主防災組織などの地域コミュニティが防災訓練を実施し、万が一事故など発生したときは、市に対して事前に防災訓練の届け出を行うことで、共済から補償を受けることができます。

「防災訓練計画届出書」⇒
本庁防災安全課もしくは各支所地域振興課に提出してください。

別記様式

平成 年 月 日

十日町市長 様

自主防災組織名

代表者（住所）

（氏名）

印

（電話）

防 災 訓 練 計 画 届 出 書

十日町市防災訓練災
害補償等共済

要綱第3条第2号に規定する防火防災訓練を以下の
とおり届け出ます。

1 訓練日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分
2 場 所	
3 訓練内容	
4 参加人員	人
5 添付書類	(詳細な訓練計画書等)

防災訓練への講師派遣

地域の防災力アップをめざして！

無料

地域が行う防災訓練に 講師(防災士)を派遣します。

日頃より地域での防災活動にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

十日町市では“災害に強いまちづくり”を推進するために、地域が行う自主防災活動に対し支援を行っています。自助（自分の身は自分で守る）、共助（地域のことはお互いに助け合って地域を守る）に基づく地域防災力の強化を目指し、自主防災組織等が実施する防災訓練に講師（防災士）を無料で派遣いたします。

- ◆募集期間 令和6年4月から令和7年3月末の1年間
- ◆講習の種類と内容 裏面のとおり
- ◆講師 NPO セーフティネットぼうさい
- ◆申込み方法 「計画届出書」に必要事項をご記入の上、十日町市防災安全課（防災安全係）までお申し込みください。

【問合せ先】
十日町市 防災安全課 防災安全係
(直通)
TEL 0256-22-XXXX
E-MAIL: sousei@city.tokamachi.lg.jp

自主防災組織育成事業講習一覧

No.	講習（訓練内容） ※所要時間	
1	防災講話支援 ※1時間 防災教育や防災意識啓発のための講話を行う。	
2	消火訓練支援 ※0.5時間～1時間 水消火器を使用した初期消火訓練について指導を行う。	
3	救命・救助訓練支援 ※1時間 AED 操作、救命・応急手当手技などについて指導を行う。	
4	地区防災計画・防災マップ ※2時間 防災ワークショップ、DIG（災害図上訓練）などを通じ、地区防災計画や地域ハザードマップ作成について指導を行う。	
5	避難所運営訓練支援 ※1時間～2時間 避難所の立ち上げや運営などについて指導を行う。	
6	その他 上記に区分されない、防災訓練、防災教育について支援を行う。 ※十日町市が必要と認め、かつ派遣される講師が対応できるものに限る。	

【申込み手続きの流れ】

- ① 訓練予定日の概ね1ヵ月前に「計画届出書」を市（防災安全課）に提出願います。
※その際に資機材を要望する場合は、「資機材借用申請書」を提出してください。
 - ・訓練会場は、自主防災会、町内会等で手配願います。
 - ・上記訓練は、所要時間に応じての組み合わせも可能です。
 - ・訓練内容について、ご不明な点はお相談をお受けいたします。
- ② 市（防災安全課）が、講師の派遣依頼を行い、NPO ぼうさいと日程を調整します。
- ③ 訓練当日に NPO ぼうさいが、訓練会場に出向き、講習（訓練指導）を行います。
※資機材を申し込まれた場合は、訓練前日までに市（防災安全課・各支所）まで取りに来てください。



訓練用資機材の貸出

令和 年 月 日

十日町市長 様

【申請者】

団体名：

代表者：

連絡先：

防災訓練用資機材借用申請書

防災訓練等で使用したいため、下記のとおり防災訓練用資機材について借用くださるよう、申請いたします。

記

1	借用したい 資機材	資機材名 (借用したい資機材の左枠に○をつける)		必要数
		消火訓練用放射器具（水消火器） (※最大12本)		本
		AED 操作トレーニングキット (※最大2セット)		セット
2	借用したい 期 間	借受日	令和 年 月 日 場所：本庁 ・ 支所	
		返却日	令和 年 月 日 場所：本庁 ・ 支所	
3	借用に当たって の 注 意 事 項	借用した物品については細心の注意を払い、取り扱うこと。また、万一借用した物品をき損した場合は、申請者で弁償すること。		

市使用欄

【決裁欄】

課長	参事	補佐	係長	係員

借用の可否	可・否
貸出日	令和 年 月 日
返却日	令和 年 月 日
確認者	



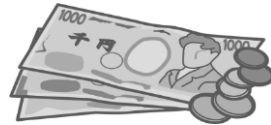
防災訓練用資機材の借用

← 「防災訓練用資機材借用申請書」
本庁防災安全課もしくは各支所地域振興課に提出してください。

十日町市自主防災組織補助金

市

1/2



自主
防災組織

※補助条件

他団体（消防団、学校、
事業所など）との連携

訓練や講座等



防災ワークショップ
炊き出し訓練

防災資機材の購入



消火器、テント
AEDなど

(5) 避難情報

資料 1

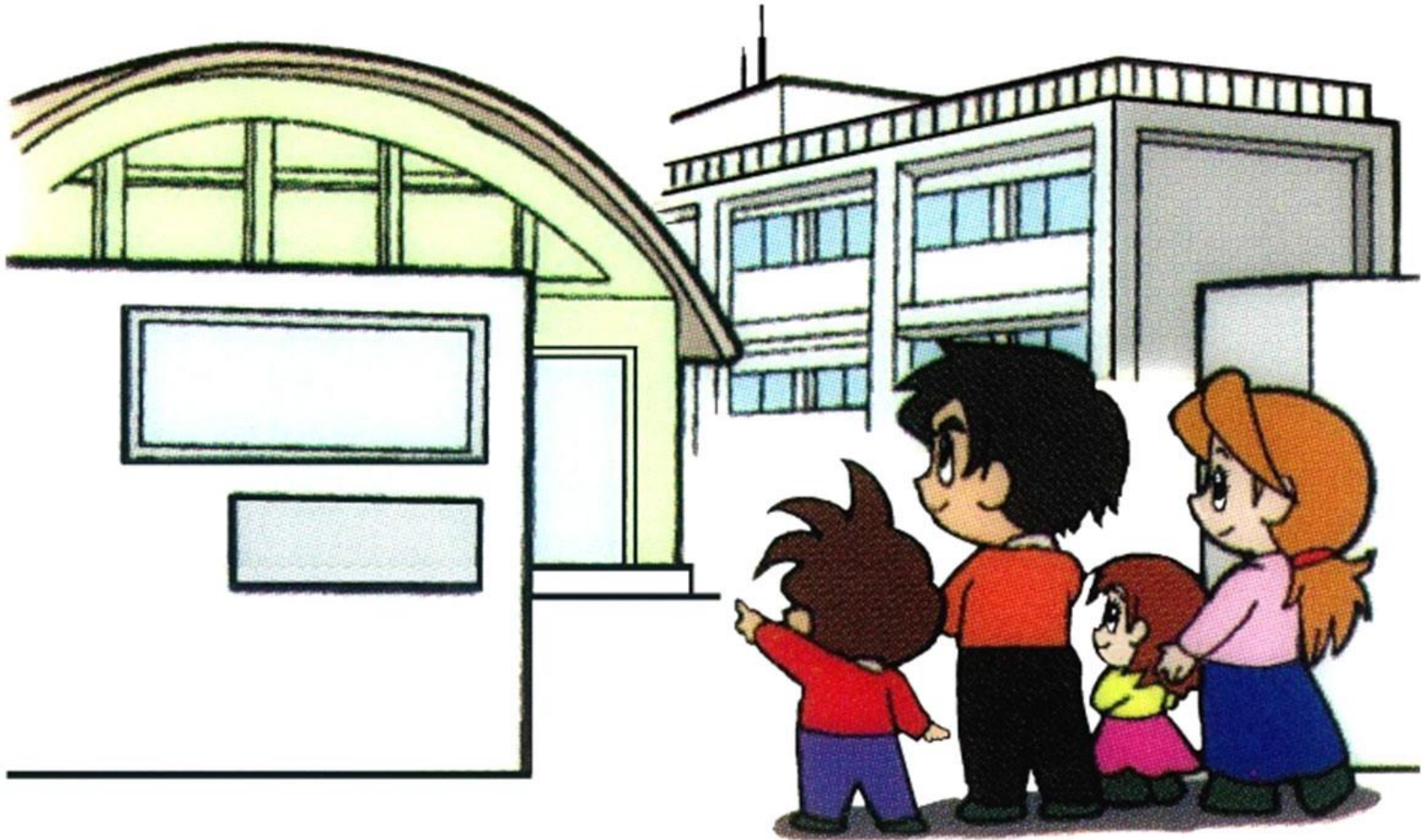
警戒レベル

4

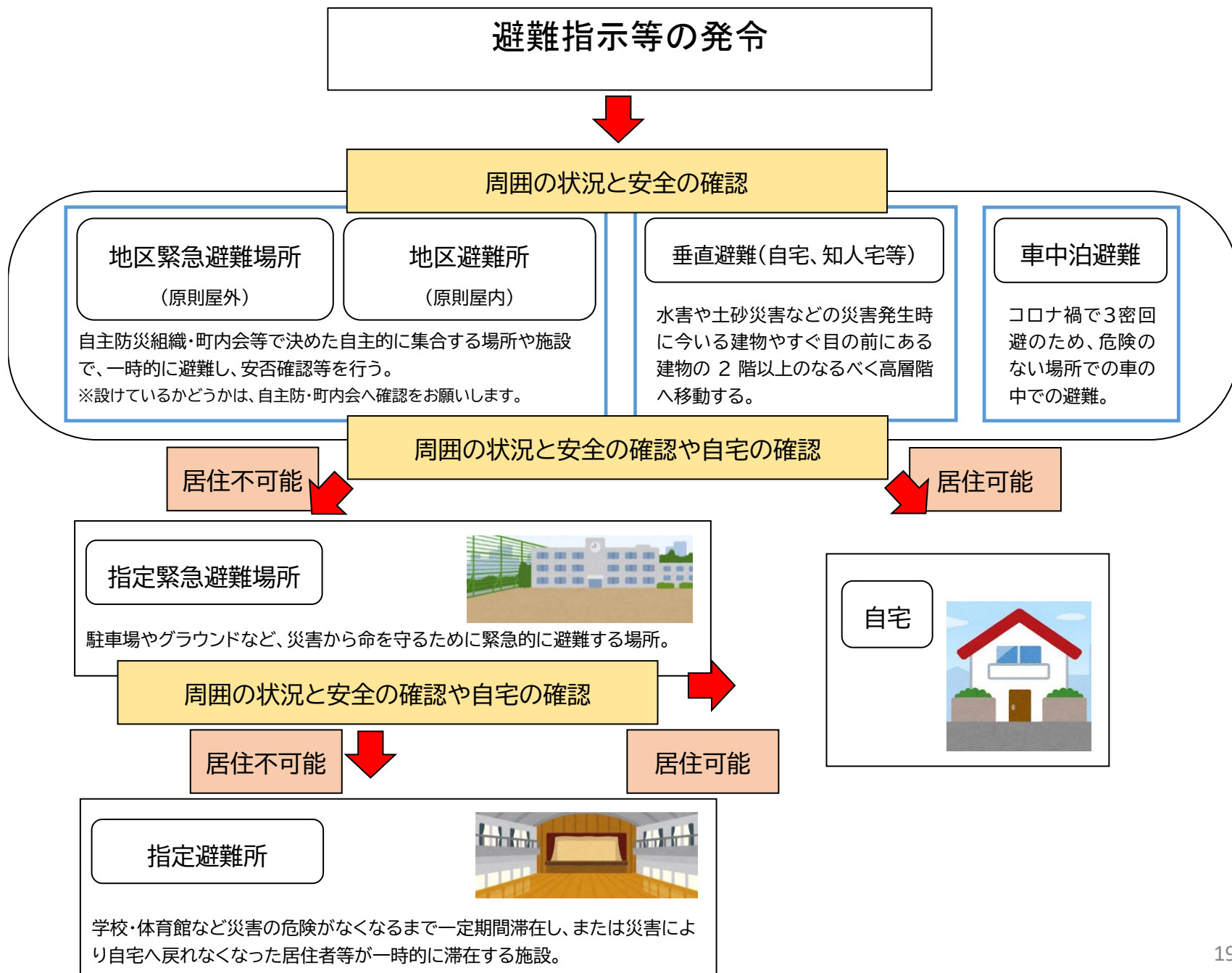
令和3年5月20日から ひなんしじ 避難指示で必ず避難 ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 緊急事態 大規模な 火災等	まんぼうまんぱんかく 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を察知したときに発令)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~			
4	 避難の 準備が 必要	ひなんしじ 避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 避難の 準備が 必要	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 避難の 準備が 必要	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)

## (6) 避難所









# 指定避難所、指定緊急避難所一覧

No	地域	施設名称	避難予定町内
1	十日町	県立十日町高等学校グラウンド	本町1上・下・東1・西1、本町2、袋町東・中・西、十日町栄町、寿町4、高田町1・2、昭和町1、七軒町、泉町
2	十日町	児童センター駐車場	宮下町東・西、諏訪町、神明町、学校町1・2
3	十日町	ラポート十日町駐車場	本町3、昭和町2〜4、西寺町、加賀糸屋町、関口樋口町、駅通り、西浦町東・西、稲荷町1〜3東
4	十日町	サンクロス十日町駐車場	本町4・5、水野町、若宮町、田中町東・西・本通り
5	十日町	キナール駐車場	本町6の1・6の2・6の3、川原町、上川町
6	十日町	十日町中学校グラウンド	田川町1〜3、江道、猿倉、新座1・2、本町7-2
7	十日町	ほくほく緑美佐島駅前駐車場	津池、菅沼、大池、十日町赤倉
8	十日町	西小学校グラウンド	高田町3・3西・3南、丸山町、稲荷町3本・3南・3北・4・西、西本町1〜3、千代田町、八幡田町、下川原町、住吉町
1	中条	東小学校グラウンド	新座3・4-1・4-2、三和町、四日町新田1〜4、南新田町1〜3、四日町中原、五軒新田
2	中条	職業訓練校	本町7-1
3	中条	中条中学校グラウンド	太子堂、塚田、中条八幡、上原、上原新町、中条上町、旭ヶ丘
4	中条	中条小学校グラウンド	中町、菅戸、下町、中条島、中条峠、梅沢、中条新田、北原、市之沢
5	中条	中条公民館駐車場	中条旭町
6	中条	飛渡第一小学校グラウンド	嘉勝、森木、焼野、魚之田川、新水、宇田ヶ沢、中条菅沼、山新田、東枯木又、西枯木又、蔵平、三ツ山、上田原、池谷
7	中条	大井田コミュニティセンターグラウンド	四日町1〜4、尾崎
1	川治・六箇	県立十日町総合高等学校グラウンド	高山2〜4、錦町1・2、美雪町1〜3、桜木町、春日町1〜3、高田町4〜6
2	川治・六箇	川治小学校グラウンド	川治上町1・2、川治中町、川治内後1・2、川治下町1〜3、妻有町東1、妻有町西1・2、山本1〜5、千歳町1〜3、寿町1〜3、河内町、関根1・2、浅之平、笹之沢、落之水、池之平、平石、長里、桜木、中村、六箇山谷、麻畑、田巻、二ツ屋、船坂、塩ノ又
3	川治・六箇	南中学校グラウンド	谷内升1・2、北新田1〜3、城之古1〜3・東町、塚原町
1	吉田	吉田小学校グラウンド	稲葉、吉田山谷
2	吉田	吉田中学校グラウンド	小泉1〜3、樽沢、中平、ヶヶ山
3	吉田	鏡島小学校グラウンド	北鏡坂1〜3、南鏡坂、高島1・2、鉢1・2、中手
1	下条	上新田自治会館駐車場	上新田1〜4
2	下条	下条中学校グラウンド	山際、原、岩野、下条中央通り、野田、蟹沢、為永、下条本町、山根
3	下条	利雪観雪総合センター駐車場	甘日城、下条栄町、桑原
4	下条	下条小学校グラウンド	貝ノ川、新保、水口、下条下山、新光寺、仙之山、平、津野、二子、願入、塩野
1	水沢	馬場小学校グラウンド	水沢1〜3、馬場1〜4、大石、中在家、水沢市之沢、珠川
2	水沢	上野小学校グラウンド	太田島1〜3、土市1・2・5、姿1・2、安養寺、幸町
3	水沢	水沢小学校グラウンド	土市3・4、新宮1・2、大黒沢1〜3・東、小黒沢、天池、細尾、池ノ尻、漆島、池沢、野中、鍛柄沢、当間、南雲
4	水沢	伊達公園及び駐車場	伊達1〜4
十日町地域小計(29箇所)			
1	川西	千手中央コミュニティセンター駐車場	中島町、山野田、発電所通西、四郎兼、東善寺、千手上町、中央町、田中町
2	川西	千手さくら保育園広場	発電所通東、南台、千手栄町、朝日町
3	川西	千手小学校グラウンド	神社町、学校町、中屋敷、寺尾、美咲町、木島、沖立
4	川西	川西中学校グラウンド	伊友、高原田、坪山、霧峯、鶴吉、みのり団地
5	川西	上野小学校グラウンド	上野、元町、新町新田、下平新田、三箇、小根岸
6	川西	椿小学校グラウンド	木澤、寺ヶ崎、塩幸、仁田、野口、四十歩、原田、根深、下原
7	川西	仙田体験交流館駐車場	中仙田、室島、小脇、高倉、田戸、赤谷、岩瀬、大白倉、小白倉
川西地域小計(7箇所)			
1	中里	田沢小学校グラウンド	茅沢、田沢本村、東田沢、如來寺、豊里、桂、上山、田中、小原、干溝、山崎
2	中里	中里中学校グラウンド	荒屋、桔梗原、通り山、芋川新田、高道山、朴木沢、宮沢、市之越、鷹羽、白羽毛、程島
3	中里	旧清津峡小学校グラウンド	東田原、角間、津沢、土倉、倉下、小出、西方、西田原
4	中里	旧倉俣小学校グラウンド	芋川、倉俣、原町、新里、重地、清田山、中里下山、田代
5	中里	貝野小学校グラウンド	新屋敷、本屋敷、堀之内、宮中
中里地域小計(5箇所)			
1	松代	松代中学校グラウンド	松代①、千年、青葉、池尻
2	松代	松代小学校グラウンド	松代②・③
3	松代	下町地区多目的広場	松代④
4	松代	県立松代高等学校グラウンド	松代⑤、小荒戸、太平、菅刈、松代田沢、大伏、孟地、片桐山、滝沢、中子、芋島
5	松代	松代総合体育館グラウンド	小屋久、池之畑、松代下山、松代東山、海老、会沢、清水、桐山、蓬平、田野倉、仙納、蒔平、寺田、名平、蒲生、儀明
6	松代	旧奴奈川小学校グラウンド	福島、奈良立、堂野①・②、竹所、星峠、木和田原
松代地域小計(6箇所)			
1	松之山	小中一貫校まつのやま学園松之山小・中学校グラウンド	松之山、兎口、光間、新山、下川手、上川手、湯山、黒倉、藤原、曾根、新田、上之山、湯之島、中立山、田巻立、月池、坂中、豊田、北浦田、西之前
2	松之山	松之山グラウンド	水梨、小谷、大荒戸、湯本、天水越、天水島、藤倉、中尾、東川、上鰐池、下鰐池、五十子平、坪野、松之山赤倉、松之山東山
松之山地域小計(2箇所)			
十日町市合計(49箇所)			

No	地域	施設名称	避難予定町内
1	十日町	県立十日町高等学校	本町1上・下・東1・西1、本町2、袋町東・中・西、十日町栄町、寿町4、高田町1・2、昭和町1、七軒町、泉町
2	十日町	児童センター	宮下町東・西、諏訪町、神明町、学校町1・2
3	十日町	ラポート十日町	本町3、昭和町2〜4、西寺町、加賀糸屋町、関口樋口町、駅通り、西浦町東・西、稲荷町1〜3東
4	十日町	サンクロス十日町	本町4・5、水野町、若宮町、田中町東・西・本通り
5	十日町	道の駅クロス10十日町	本町6の1・6の2・6の3、川原町、上川町
6	十日町	十日町中学校	田川町1〜3、江道、猿倉、津池、菅沼、大池、十日町赤倉、新座1・2、本町7-2
7	十日町	西小学校	高田町3・3西・3南・丸山町、稲荷町3本通り・3南・3北・4・西、西本町1〜3、千代田町、八幡田町、下川原町、住吉町
1	中条	東小学校	新座3・4-1・4-2、三和町、四日町新田1〜4、南新田町1〜3、四日町中原、五軒新田
2	中条	職業訓練校	本町7-1
3	中条	中条中学校	太子堂、塚田、中条八幡、上原、上原新町、中条上町、旭ヶ丘
4	中条	中条小学校	中町、菅戸、下町、中条島、中条峠、梅沢、中条新田、北原、市之沢
5	中条	中条公民館	中条旭町
6	中条	飛渡第一小学校	嘉勝、森木、焼野、魚之田川、新水、宇田ヶ沢、中条菅沼、山新田、東枯木又、西枯木又、蔵平、三ツ山、上田原、池谷
7	中条	大井田コミュニティセンター	四日町1〜3
8	中条	大井田保育園	四日町4、尾崎
1	川治・六箇	県立十日町総合高等学校	高山2〜4、錦町1・2、美雪町1〜3、桜木町、春日町1〜3、高田町4〜6
2	川治・六箇	川治小学校	川治上町1・2、川治中町、川治内後1・2、川治下町1〜3、妻有町東1、妻有町西1・2、山本1〜5、千歳町1〜3、寿町1〜3、河内町、関根1・2、浅之平、笹之沢、落之水、池之平、平石、長里、桜木、中村、六箇山谷、麻畑、田巻、二ツ屋、船坂、塩ノ又
3	川治・六箇	南中学校	谷内升1・2、北新田1〜3、城之古1〜3・東町、塚原町
1	吉田	吉田小学校	稲葉、吉田山谷
2	吉田	吉田中学校	小泉1〜3、樽沢、中平、ヶヶ山
3	吉田	鏡島小学校	北鏡坂1〜3、南鏡坂、高島1・2、鉢1・2、中手
1	下条	上新田自治会館	上新田1〜4
2	下条	下条中学校	山際、原、岩野、下条中央通り、野田、蟹沢、為永、下条本町、山根
3	下条	利雪観雪総合センター	甘日城、下条栄町、桑原
4	下条	下条小学校	貝ノ川、新保、水口、下条下山、新光寺、仙之山、平、津野、二子、願入、塩野
1	水沢	馬場小学校	水沢1〜3、馬場1〜4、大石、中在家、水沢市之沢、珠川
2	水沢	水沢中学校	太田島1〜3、土市1・2・5、姿1・2、安養寺、幸町
3	水沢	水沢小学校	土市3・4、新宮1・2、大黒沢1〜3・東、小黒沢、天池、細尾、池ノ尻、漆島、池沢、野中、鍛柄沢、当間、南雲
4	水沢	伊達公堂	伊達1〜4
十日町地域小計(29箇所)			
1	川西	千手中央コミュニティセンター	中島町、山野田、発電所通西、四郎兼、東善寺、千手上町、中央町、田中町
2	川西	千手さくら保育園	発電所通東、南台、千手栄町、朝日町
3	川西	千手小学校	神社町、学校町、中屋敷、寺尾、美咲町、木島、沖立
4	川西	川西中学校	伊友、高原田、坪山、霧峯、鶴吉、みのり団地
5	川西	上野小学校	上野、元町、新町新田、下平新田、三箇、小根岸
6	川西	椿小学校	木澤、寺ヶ崎、塩幸、仁田、野口、四十歩、原田、根深、下原
7	川西	仙田体験交流館	中仙田、室島、小脇、高倉、田戸、赤谷、岩瀬、大白倉、小白倉
川西地域小計(7箇所)			
1	中里	中里体育館	茅沢、田沢本村、東田沢、如來寺、豊里、桂、上山、田中、小原、干溝、山崎
2	中里	中里中学校	荒屋、桔梗原、通り山、芋川新田、高道山、朴木沢、宮沢、市之越、鷹羽、白羽毛、程島
3	中里	旧清津峡小学校(清津倉庫美術館)	東田原、角間、津沢、土倉、倉下、小出、西方、西田原
4	中里	旧倉俣小学校	芋川、倉俣、原町、新里、重地、清田山、中里下山、田代
5	中里	貝野小学校	新屋敷、本屋敷、堀之内、宮中
中里地域小計(5箇所)			
1	松代	松代中学校	松代①、千年、青葉、池尻
2	松代	松代小学校	松代②・③
3	松代	まつだいふるさと会館	松代④
4	松代	新潟県立松代高等学校	松代⑤、小荒戸、太平、菅刈、松代田沢、大伏、孟地、片桐山、滝沢、中子、芋島
5	松代	松代総合体育館	小屋久、池之畑、松代下山、松代東山、海老、会沢、清水、桐山、蓬平、田野倉、仙納、蒔平、寺田、名平、蒲生、儀明
6	松代	旧奴奈川小学校(奴奈川キャンパス)	福島、奈良立、堂野①・②、竹所、星峠、木和田原
松代地域小計(6箇所)			
1	松之山	小中一貫校まつのやま学園松之山小・中学校	松之山、兎口、光間、新山、下川手、上川手、湯山、黒倉、藤原、曾根、新田、上之山、湯之島、中立山、田巻立、月池、坂中、豊田、北浦田、西之前
2	松之山	松之山体育館	水梨、小谷、大荒戸、湯本、天水越、天水島、藤倉、中尾、東川、上鰐池、下鰐池、五十子平、坪野、松之山赤倉、松之山東山
松之山地域小計(2箇所)			
十日町市合計(49箇所)			

# 避難所の運営（避難所運営委員会）

大規模災害が発生して避難所を開設した場合に設置する、自主防災組織、施設管理者及び市職員が、お互いに協力して円滑な避難所運営を行うための組織である。

※ 市職員は、主に災害対策本部（災害発生時等に、災害の拡大防止及び被害の軽減のために市が設置するものをいう。）及び現地災害対策本部（災害対策本部の事務の一部を行うため、各支所に設置されるものをいう。）との連携を担う。

※「十日町市避難所運営マニュアル」から抜粋

# 避難所運営の全体像

## 2 避難所運営業務の全体像～基本的な考え方と流れ～



### 1 開設

- 避難所への参集：一定震度以上の場合、水害や土砂災害で避難情報が発令された場合
- 施設の開錠：市町村職員または施設管理者が開錠（地域住民が行う場合も）
- 施設の点検：避難者が入る前に、施設管理者と連携して安全を確認

避難所の運営は地域の方が主体となって行うこととなります。

### 2 運営

- レイアウトを決める：受付、避難者スペース、トイレ、物資保管場所、更衣室、掲示板等
- 避難者を受け入れる：避難者カードの記入、受付、避難者スペースへの誘導
- 運営体制を整える：必要な業務ごと班を編成する（地域住民（避難者）や施設管理者も含む）
- 食料・物資の管理：備蓄食料の配布、生活衛生用品の設置、不足物資の調達、炊き出し
- トイレの確保・管理：既設トイレ＋災害用トイレ（携帯、簡易、仮設、マンホール）の活用
- 衛生環境の維持：こまめな換気、共用部分の清掃、消毒（トイレ、ゴミ置き場、手すりなど）
- 避難者の健康管理：受付・毎日の体温・健康チェック、専門家の巡回・専門施設への移送
- 配慮が必要な方への対応：居住スペースの確保、情報伝達、食料・物資の配布、健康管理
- 女性、子どもへの対応：女性の運営参加、ニーズに応じた物資配布、授乳室・専用スペースの設置
- ペットへの対応：飼育スペースの確保、飼育ルールの決定、飼い主への周知・啓発
- 避難所外避難者への対応：在宅避難者、車中泊避難者などへの必要な支援

### 3 閉鎖

- 縮小～閉鎖：被災者の住まいの確保を支援するとともに、元の施設としての役割を取り戻す

# 避難所運営のイメージ

## 避難所運営の役割例

### 総務に関すること

- ・各班要望の取りまとめ
- ・市との連絡調整
- ・避難者の相談窓口
- ・避難所の共通ルールづくりと周知
- ・ボランティアの受け入れ
- ・避難所内の秩序維持
- ・子どもや要援護者の対応ほか

### 保健・衛生に関すること

- ・トイレやごみに関すること
- ・感染症や防疫に関すること
- ・施設の清掃に関すること
- ・ペットに関することほか

### 情報に関すること

- ・避難者名簿の作成と管理
- ・運営委員会の決定事項・生活情報の伝達
- ・避難者への伝言等、掲示板で周知ほか

### 食料・物資に関すること

- ・炊き出し・食料や物資の配給と数量等の管理ほか

### 施設管理に関すること

- ・避難施設の管理
- ・施設内の防犯・治安の維持ほか

女性の意見も重要です。  
女性も一緒に運営委員に  
参加してもらいましょう。



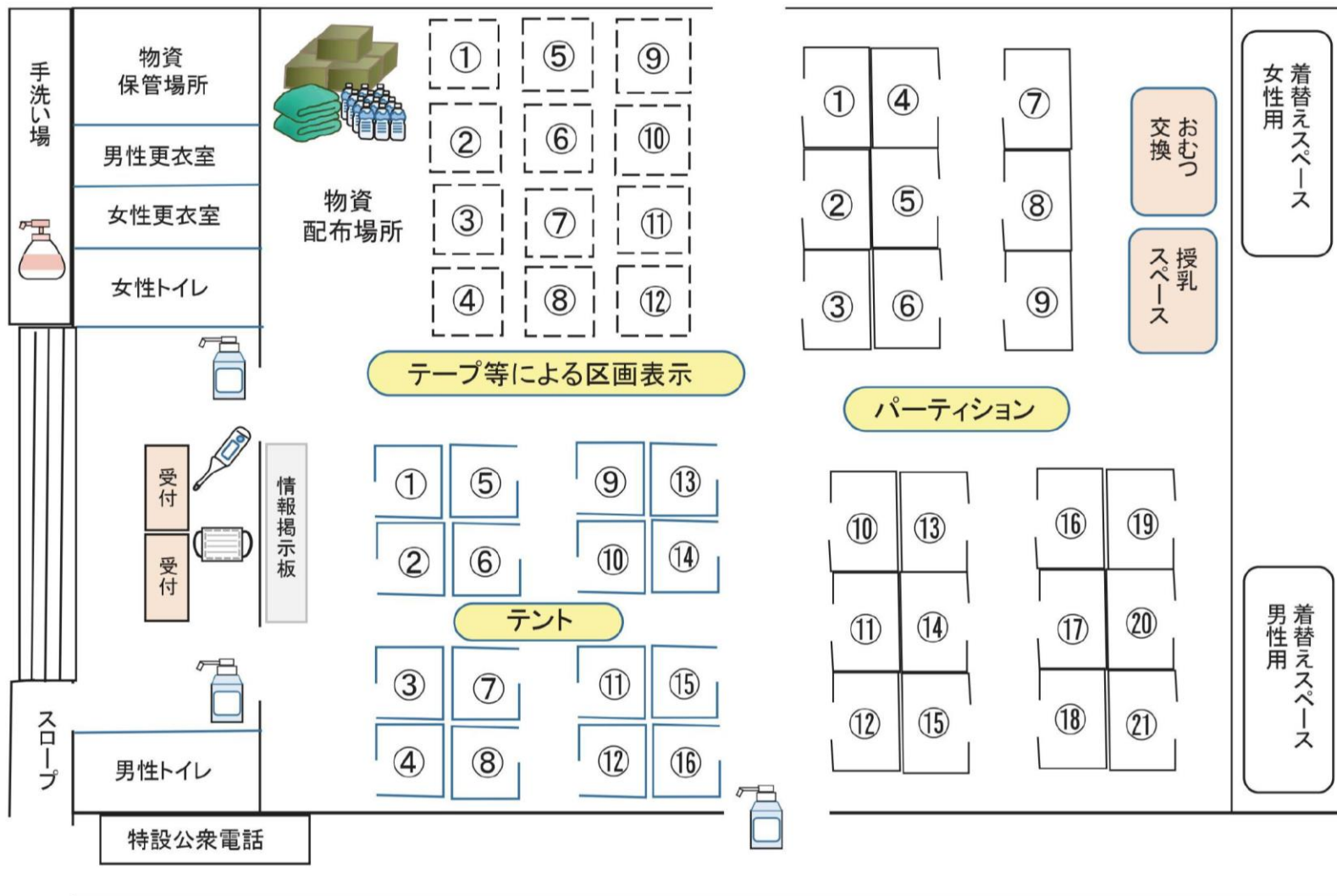
公益財団法人 市民防災研究所イラスト集より



# 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10  
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、tentを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



# (参考) 市職員参集基準

## 地震

事 象	対 応	参集対象
震度 4	・被災情報の収集 ・被害状況により他課に応援を求める。	防災安全課 福祉課/子育て支援課 健康づくり推進課/地域ケア推進課 農林課/建設課/都市計画課 環境衛生課/上下水道課 教育委員会
震度 5 弱～5 強	・被災情報の収集 ・被害が大きい場合は、災害対策本部設置。	<b>全職員</b>
震度 6 弱以上	・災害対策本部設置。 ・必要に応じ避難所を開設	<b>全職員</b>

## 水害

事 象	対 応	参集対象
水防団待機水位 信濃川水位142.0m	・情報収集	防災安全課
はん濫注意 水位超過 信濃川水位142.5m	・情報収集	防災安全課 農林課 建設課
避難判断 水位超過 信濃川水位145.0m	・水防本部の設置 ・危険区域の避難所開設	<b>全職員</b>
氾濫危険水位超過 信濃川水位145.3m ※信濃川以外の河川は 災害の発生又はその恐れ	・災害対策本部の設置	<b>〃</b>

## 豪雨

事 象	対 応	参集対象
大雨警報発表 (気象庁)	・情報収集 ・危険地域の確認及び対応等	防災安全課/支所防災担当 農林課/建設課 (状況にて自宅待機)
土砂災害前ぶれ 注意情報発表 (新潟県砂防課)	・情報収集 ・警戒本部の設置 ・高齢者等の避難指示・避難所開設	上記に加え、避難所担当職員 企画政策課/総務課/財政課 福祉課/市民生活課/子育て支援課 健康づくり推進課/地域ケア推進課 学校教育課 上記課以外の係長以上
土砂災害 警戒情報発表 (気象庁・県)	・災害対策本部の設置 ・避難指示・避難所開設 ・災害発生現場の対応	<b>全職員</b>
大雨特別警報 (気象庁)		<b>〃</b>

## 大雪

事 象	対 応	参集対象
大雪警報発表	・情報収集	防災安全課 建設課 (自宅待機)
指定観測所の平均積雪深が、 累年平均の最大積雪深に達し、 さらなる降雪が予想される場合	・豪雪対策本部の設置	防災安全課/福祉課/建設課 都市計画課
災害救助法適用基準 (市内の平均積雪深3.2m) に 達した場合など	豪雪災害対策本部の設置	企画政策課/総務課/財政課 防災安全課/福祉課 健康づくり推進課建設課 地域ケア推進課 農林課/建設課/上下水道課 教育委員会



# (7) 市からの防災情報伝達



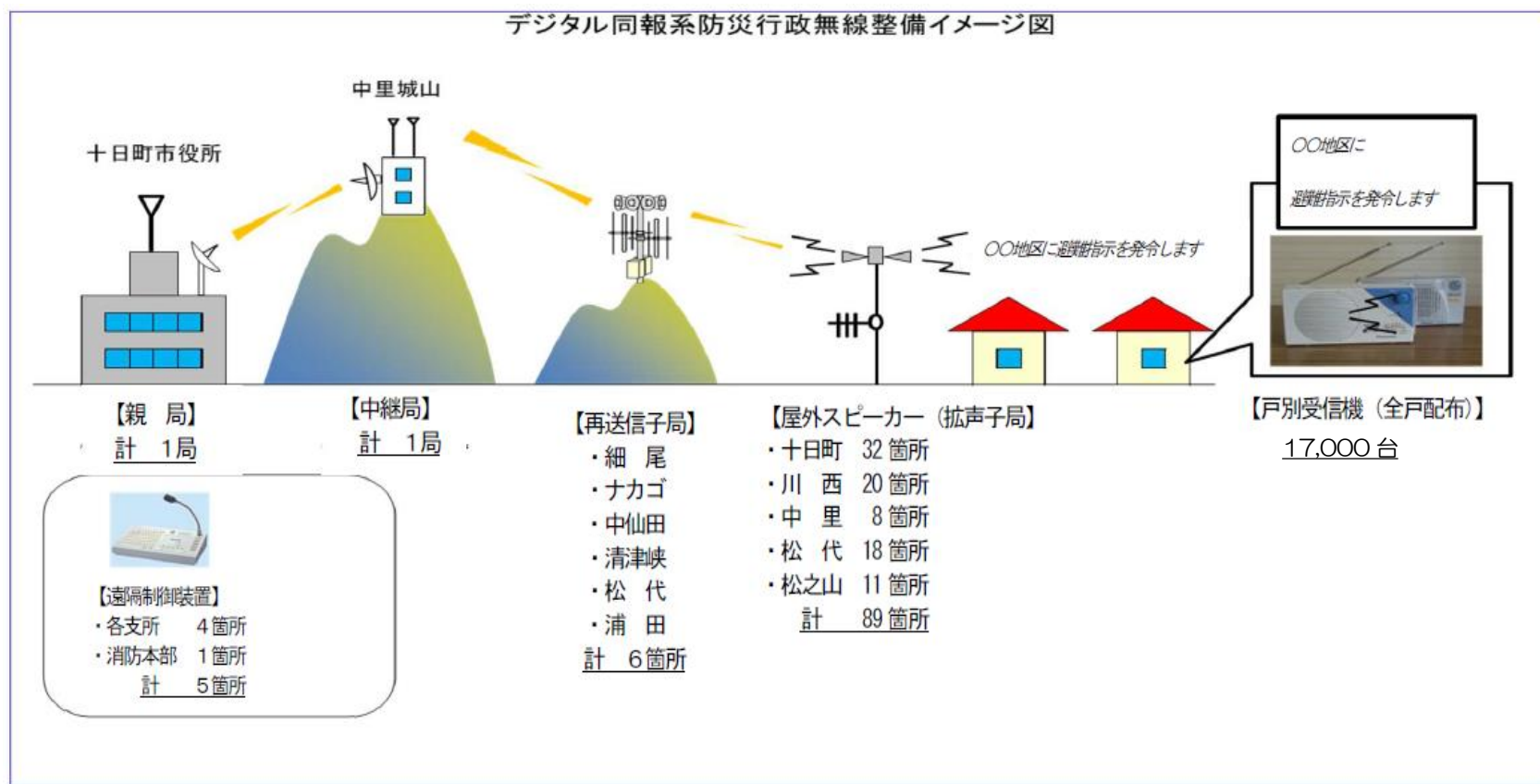
防災行政無線（屋外拡声子局）



防災行政無線（戸別受信機）

# デジタル同報系防災行政無線

異常気象に起因する大型台風、集中豪雨、竜巻等による被害が全国各地で頻発。防災行政無線を用いて、地域住民への迅速かつ確実な緊急情報や避難情報を伝達する。



※設置数は変動あり。

# 十日町あんしんメール

## “十日町あんしんメール”の登録はお済みですか？

～ “十日町あんしんメール” は十日町市が提供する登録制メール配信サービスです～

十日町市に関する災害や安全・安心に関する情報を、携帯電話（スマートフォン含む）、パソコンなどへ電子メールで配信するサービスです。サービスを受けるには、登録が必要です。どなたでも登録できますので、市内にお住まいの方はもちろん、市内へ通勤、通学をされている方、市内に実家がある方なども、ぜひ登録をお願いします。

### ▶ 配信する情報

- 1 防災情報： 防災に関する情報、災害発生情報、避難に関する情報、震度情報（十日町市内で震度3以上） など
- 2 防犯情報： 不審者情報、特殊詐欺情報、交通安全啓発情報 など
- 3 気象情報： 気象台から発表される気象情報（十日町市内に警報、特別警報が発表された場合に即時配信されます）
- 4 火災情報： 十日町市、津南町における火災発生および鎮火の情報 など
- 5 生活関連情報： クマなど有害鳥獣の出没情報、行方不明者の情報、その他市民生活に関連する情報 など

※ 1, 2 の情報は受信必須、3～5 の情報は登録時に受信可否を選択できます

### ▶ 登録費用など

登録料、利用料はかかりません。ただし、登録手続きやメール受信の際のポケット通信料などは登録者の負担です。



【配信イメージ】

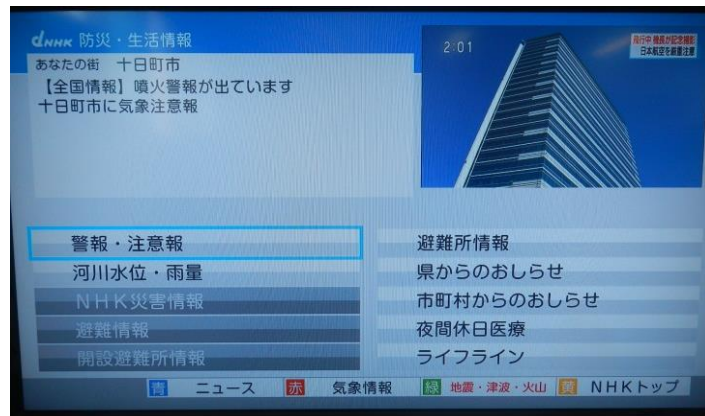


# テレビからの情報収集



リモコンの“dボタン”を押す

データ放送画面



十日町市に関する防災・生活情報



雨量や気象情報

# インターネットからの情報収集

【その他参考】**【東北電力停電情報アプリ】**(**停電情報(プッシュ通知)**)  
**【Yahoo! 防災速報】**(**防災情報の通知(プッシュ通知)**)

スマートフォンアプリ



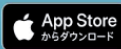
《停電や復旧の情報をプッシュ通知でお知らせ》

登録地域は最大10地域  
ニーズに合わせて「県」  
「市区町村」「地区」  
単位での設定も可能です

東北6県と新潟県の停電  
状況を地図上に色分け  
表示  
停電状況が一目でわか  
ります



ダウンロードはこちら（無料）



**YAHOO!**  
JAPAN 防災速報

災害から命を守る  
ヤフーの防災アプリ



ひとりひとりに合った情報をお届け  
**Yahoo! 防災速報**

2000万ユーザーが利用中！



iOS11~対応



Android5.0~対応



※Google PlayもしくはApp Storeで検索しインストール  
(この他にも様々な防災関係アプリがあります)



ご清聴いただき  
ありがとうございました

